

第595回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和4年8月31日（水）

午後2時から

場所：茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 さけ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 遊漁規則変更について（諮問）

6 報告事項

（1）令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出
結果について

（2）サケ資源有効利用調査について

7 そ の 他

8 閉 会



資料No 1

漁諮問第9号

茨城県内水面漁場管理委員会

さけ特別採捕について、茨城県内水面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第74号)第41条第1項の規定により、別紙のとおり許可をするにあたり、同条第9項の規定に基づき意見を求める。

令和4年8月29日

茨城県知事 大井川 和彦



別 紙

1. 許可申請者

1) 常陸大宮市塩原 2356 番地の 5

久慈川漁業協同組合

代表理事組合長 高杉 則行

2) (代表者)

水戸市東大野 32 番地の 3

那珂川第一漁業協同組合

代表理事組合長 小林 益三

(共同申請者)

東茨城郡城里町石塚 1684 番地の 1

那珂川漁業協同組合

代表理事組合長 添田 規矩

3) 筑西市女方 107 番地の 3

鬼怒小貝漁業協同組合

代表理事組合長 宮田 芳男

2. 許可をしようとする理由

さけ人工ふ化放流事業を実施するため

3. 許可をしようとする内容

別添のとおり

別添

令和4年度さけ特別採捕許可申請の概要

1. 久慈川

採捕数 10,000尾

使用漁具

建 網	2ヶ統	12名	10月 1日～12月 25日
投網(建網付帶)	2カ統	12名	10月 1日～12月 25日
流し網	7ヶ統	41名	9月 20日～10月 31日
おとり網	11ヶ統	23名	9月 20日～12月 25日
投網(おとり網付帶)	11カ統	23名	9月 20日～12月 25日

2. 那珂川

採捕数 30,000尾

使用漁具

建 網	1ヶ統	4名	9月 20日～12月 25日
投網(建網付帶)	2カ統	4名	9月 20日～12月 25日
流し網	60ヶ統	203名	9月 20日～10月 31日
いくり網	33ヶ統	179名	9月 20日～11月 30日
おとり網	28ヶ統	60名	10月 10日～12月 25日
友釣り	6ヶ統	12名	10月 10日～12月 25日

3. 鬼怒川

採捕数 5,000尾

使用漁具

建 網	1ヶ統	24名	10月 1日～12月 30日
投 網	1ヶ統	24名	10月 1日～12月 30日
地びき網	1ヶ統	24名	10月 1日～12月 30日

令和4年度さけ特別採捕許可内容

1 久慈川漁業協同組合

許可の対象者	久慈川漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項3号（さし網）、同条同項第7号（投網）、第31条（保護水面）、第32条（禁上期間）、第34条第1項第5号（さけ建網）、同条同項第8号（おとり網）、第36条（さし網の禁止期間）、第37条第1項第1号（久慈川禁止区域）、同条同項第2号（久慈川支流里川禁止区域）、同条第3項（久慈川禁止期間）、第38条（河口付近における採捕の制限）				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さけ 10,000 尾				
使用漁具及び漁法	統数	採捕の期間	採捕の区域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建網	2	10月1日から 12月25日まで	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。	計12名	なし
投網（建網付帯）	2	10月1日から 12月25日まで	建網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	計12名	なし
流し網（かさねさし網を除く）	9	9月20日から 10月31日まで	日立市留町地先茨城港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側施門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。	計41名	なし
おとり網	11	9月20日から 11月25日まで	常陸大宮市小賀地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野菖蒲町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1ヶ純に限る。	計23名	なし
投網（おとり網付帯）	11	9月20日から 12月25日まで	おとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	計23名	なし
許可期間	令和4年9月20日から令和4年12月25日まで				
制限又は条件	(1) 採捕したさけは、人工化事業に供しなければならない。 また、魔魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。 (2) 人工化放流事業を行なうに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。 (3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別焼魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があつたときも同様とする。 (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。 (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。 (6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。 (7) 建網及びおとり網により採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網により採捕する場合は、ゼッケンを着用するほか浮標（ボンデン）を、流し網の浮子網の片端に付けなければならない。 (8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。 (9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。 (10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。 (11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。 (12) 特別採捕に際して違反行為があつたときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。				

許可の対象者	那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合					
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項3号(さし網)、同条同項第7号(投網)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第5号(さけ建網)、同条同項第8号(おとり網)、同条同項第9号(いぐり網)、第36条(さし網の禁止期間)					
採捕する水産動植物	さけ 30,000 尾					
種類及び数量						
使用漁具及び漁法	統数	採捕の期間	採捕の区域	採捕に従事する者の住所氏名	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建 網	1	9月20日から12月25日まで	常陸大宮市野田地先の那珂川。	(那珂川) 3名、那珂川第一 1名)	計4名	なし
投 網 (建網付帯)	2	9月20日から12月25日まで	建網の設置場所から下流50メートルまでの間の区域。	(那珂川) 3名、那珂川第一 1名)	計4名	なし
流し網 (かさねさし網を除く)	60	9月20日から10月31日まで	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂川市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。	(那珂川) 3名、那珂川第一 1名)	計203名	なし
いくり網 (かさねさし網を除く)	33	9月20日から11月30日まで	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	(那珂川) 25名、那珂川第一 178名)	計179名	なし
おとり網 (堀網を含む)	28	10月10日から12月25日まで	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	(那珂川) 99名、那珂川第一 80名)	計134名	なし
友釣り (堀網を含む)	6	10月10日から12月25日まで	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流1,000メートルの間の区域を除く。	(那珂川) 60名 (那珂川 60名)	計60名	なし
許可期間	令和4年9月20日から令和4年12月25日まで					
制限又は条件	(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、麾魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。 (2) 人工ふ化放流事業を行なう際では、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。 (3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別麾魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。 (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。 (5) 採捕を行うに際しては、船航行の妨害をしてはならない。 (6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。 (7) 建網、おとり網及び友釣りにより採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網及びくり網により採捕する場合は、ゼッケンを着用し行わなければならない。ただし、流し網については、前記ゼッケンのほか浮標(ボンデン)を、流し網の浮子網の片端に付けなければならぬ。 (8) 増水等の理由により建網網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。 (9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。 (10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。 (11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。 (12) 特別採捕に関する限りして違反行為があつたときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。					

許可の対象者	鬼怒小貝漁業協同組合		
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項第7号（投網）、第31条（保護水面）、第32条（禁止期間）、第34条第1項第1号（地びき網）、同条同項第5号（さけ建網）、第37条第1項第8号（禁止区域）		
採捕する水産動植物	さけ 5,000 尾		
の種類及び数量			
使用漁具及び漁法	統 数	採捕の期間	採 捕 の 区 域
建 網	1	10月1日から	筑西市伊佐山 JR水戸線鬼怒川橋梁下から筑西市と結城市の間に架設された鬼怒川大橋までの間及び下妻市錦庭地先錦庭堤上流端から上流100メートル及び下流300メートルの間の鬼怒川。
投 網	1	12月30日まで	
地びき網	1		
許可期間	令和4年10月1日から令和4年12月30日まで		
制限又は条件	<p>(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。</p> <p>また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。</p> <p>(2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁法別廃魚選任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があつたときも同様とする。</p> <p>(4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。</p> <p>(6) 建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。</p> <p>(7) 建網及び地びき網により採捕する場合には、標旗を掲げて行わなければならない。</p> <p>(8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。</p> <p>(9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。</p> <p>(10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。</p> <p>(11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。</p> <p>(12) 特別採捕に関する違反行為があつたときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。</p>		



資料No 2

漁諮問第8号

茨城県内水面漁場管理委員会

大北川漁業協同組合代表理事組合長から申請のあった遊漁規則の変更について、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定により意見を求める。

令和4年8月9日

茨城県知事 大井川 和彦



諮詢の内容

1 遊漁規則の変更認可申請者

住 所 茨城県北茨城市磯原町豊田 406 番地 1

氏 名 大北川漁業協同組合代表理事組合長 斎藤 滉

2 変更しようとする理由及び内容

主に若年遊漁者の増大を図り、遊漁料収入の拡大を目指すことを目的に、遊漁承認証をオンラインで販売するシステムに対応した内容へと遊漁規則を変更する内容の申請があった。

当該漁協遊漁規則における変更内容については、別紙新旧対象表のとおりである。

遊漁規則変更について

令和4年8月31日
茨城県農林水産部漁政課

令和4年8月2日付けで大北川漁業協同組合より認可申請書の提出があった、遊漁規則の変更内容及び想定スケジュールについては以下のとおり。

1 対象遊漁規則

大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

※当該漁業権は大北川漁協の単独免許

2 遊漁規則の変更内容

- (1) あゆ、やまめ、いわなに係る遊漁料の納付方法について、オンラインシステムを追加する。
※オンラインシステムで交付する遊漁承認証の様式も併せて新設。
理由：若年層を中心とした遊漁者の増大を図るため
- (2) 遊漁料徴収場所から緒川漁協事務所及び十王川漁協事務所を削除。
理由：緒川及び十王川漁協は解散しているため。
- (3) 遊漁料を納付した者が遊漁を行うことができる場所から十王川を削除。
理由：十王川の漁業権については消滅しているため。
- (4) 「ガラ針釣」の呼称を「コロガシ釣（ガラ針釣）」へ変更。
理由：県内の一般的な呼称とするため（地域的に呼称が浸透しているガラ針釣も引き続き併記）

3 変更認可までの想定スケジュール

8月2日	変更認可申請書の提出
	申請内容の審査
8月31日	内水面漁場管理委員会（諮問・答申）
9月上旬	変更認可の庁内事務手続き
9月中旬	県報登載

茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の一部改正新旧対照表

	改	正	後	現 (釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)	行 第3条 (略)
第3条 (略)	2 (略)	3 (略)		第3条 (略)	2 (略)
				4 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは大北川漁業協同組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）によって、なければならぬ。ただし、遊漁を行っている場所において納付する場合には、200円の加算金を併納しならぬ。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、いわなに限るものとする。	4 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、しなければならぬ。ただし、遊漁を行っている場所において納付する場合には、200円の加算金を併納しなければならぬ。

第2表 遊漁料徴収場所

1. 漁業協同組合事務所等	常陸川漁業協同組合事務所 牛久沿漁業協同組合事務所 鬼怒利根漁業協同組合事務所 小貝川漁業協同組合事務所 閑鬼怒小貝漁業協同組合事務所 新利根漁業協同組合事務所 桜川漁業協同組合事務所 那珂川第一漁業協同組合事務所 那珂川漁業協同組合事務所 大涸沿漁業協同組合事務所 久慈川漁業協同組合事務所 大北川漁業協同組合事務所 茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所
2. 鈎具店等	大涸沿漁業協同組合事務所 久慈川漁業協同組合事務所 大北川漁業協同組合事務所 茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所
3. オンラインシステム	大北川漁業協同組合が指定するオンラインシステム

5 (略)
6 (略)
7

第3表
本欄を削除

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（第3条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）又は、別記様式第3号による特別遊漁承認証（以下、「遊漁承認証」と総称する。）を遊漁者に交付するものとする。なお、オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、第2条第1項の規定にかかるわらず、別記様式第4号又は第5号とする。

2 (略)

(遊漁に際して守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、オンライン遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷したオンライン遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

(禁止区域)

第10条 (略)

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
あゆ	(略)	(略)
ルアーフ	(略)	(略)
コロガシ釣 (ガラ金釣)	(略)	(略)
2 (略)		

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（第3条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）又は、別記様式第3号による特別遊漁承認証（以下、「遊漁承認証」と総称する。）を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

(遊漁に際して守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

テムで遊漁料を納付した場合は、オンライン遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならぬ。ただし、印刷したオンライン遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

(禁止区域)

第10条 (略)

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
あゆ	(略)	(略)
ルアーフ	(略)	(略)
ガラ金釣	(略)	(略)
2 (略)		

2 (略)

第3表
漁業権番号 茨内共第16号 渔場 十王川との支流

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（第3条第1項に係る遊漁承認証については、発行者を茨城県内水面漁業協同組合連合会と共同とする。）又は、別記様式第3号による特別遊漁承認証（以下、「遊漁承認証」と総称する。）を遊漁者に交付するものとする。

2 (略)

(遊漁に際して守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

テムで遊漁料を納付した場合は、オンライン遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならぬ。ただし、印刷したオンライン遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

(禁止区域)

第10条 (略)

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
あゆ	(略)	(略)
ルアーフ	(略)	(略)
ガラ金釣	(略)	(略)
2 (略)		

2 (略)

別記様式第3号のあとに次の様式を加える。
別記様式第4号

オンライン遊漁承認証（年間券） No.		オンライン遊漁承認証（1日券） No.	
下記のとおり遊漁を承認します 記			
1 遊漁者の氏名 住所 電話	1 遊漁者の氏名 住所 電話	2 漁具漁法 3 遊漁対象魚種 4 遊漁区域	2 漁具漁法 3 遊漁対象魚種 4 遊漁区域
5 遊漁料 発行者	5 遊漁料 発行者	5 遊漁料 発行日 発行者	5 遊漁料 発行日 発行者
		大北川漁業協同組合 茨城県内水面漁業協同組合連合会 ○注意事項 1 2 3	大北川漁業協同組合 茨城県内水面漁業協同組合連合会 ○注意事項 1 2 3

別記様式第6号

別記様式第1号、第2号及び第3号中、年 月 日

別記様式第4号

別記様式第1号、第2号及び第3号中、平成 年 月 日

第五種共同漁業権遊漁規則変更認可申請審査結果一覧表

申請者	申請年月日	総会開催日	水産業協同組合法第48条に基づく総会の議決						遊漁規則の内容			
			a. 正組合員数(人)	正組合員の出席者数(人)			b/a(%)	総会成立	議決時賛成者数(人)	審査結果	遊漁を不当に制限しないか	遊漁料の額は妥当か
				本人出席	委任状書面出席	b. 計						
大北川漁協	R4.8.2	R4.6.26	287	16	189	205	71.4	○	全員	○	—	○

令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会
中央提案の提出結果について

令和4年8月31日

茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 中央提案

(1) 実施日

令和4年7月11日(月)

(2) 実施方法

書面(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)

(3) 提案先省庁

- 1 文部科学省
- 2 国土交通省
- 3 環境省
- 4 農林水産省

(4) 令和4年度中央提案結果(各省庁からの回答)

次ページ以降のとおり

2 提案書概要

- I 外来魚対策について(4項目)
- II 魚病対策について(4項目)
- III 鳥類に対する食害対策について(3項目)
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について(8項目)
- V 放射性物質による汚染対策について(4項目)
- VI ウナギの資源回復について(4項目)
- VII 内水面漁場管理委員会制度について(2項目)

I 外来魚対策について

令和4年度提案趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガード科全種及びガード科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講すべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和3年度においても未だ、共同漁業権936件中438件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和4年度提案	回答・状況等
1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。	<p>【農水省】</p> <p>1. 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託して、バス類やブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っており、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面漁協関係者等が効果的な防除対策を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」を作成して配布・周知しているところです。</p> <p>2. 今年度からは新たに、<u>外来魚の生息状況の把握や外来魚管理技術の研究を行う事業を支援し、引き続き技術開発と普及を進めてまいります。</u></p> <p>3. また、今年度からは、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであります、このような取組を通じて、<u>外来魚の生息状況や漁業被害対策を、今後も内水面漁協関係者や各県と協力して取り組んでいきたい</u>と考えております。</p> <p>4. 一方で、一部組合（漁業権で免許されている漁協を除く）において、遊漁料等を徴収し、利用している実態があるよう聞いておりますところ、貴連合会としての方向性を定め、関係者に周知、指導するようお願いします。</p> <p>【国交省】</p> <p>地元市町村や都道府県の関係部局等と連携し、河川管理者としても特定外来生物等の防除対策に努めていく。</p> <p>【環境省】</p> <p>オオクチバス等広域で被害が生じている種の防除について、環境省</p>

		<p>では、ラムサール条約湿地等、生物多様性保全上重要な内水面において、漁業関係者と連携して防除モデル事業を実施してきました。こうした取組を通じて得られた知見をもとに、多様な主体により効果的な防除が実施されるよう、オオクチバス等の防除の手引きを平成21年に作成、平成26年に改訂しており、引き続き、防除技術等の普及に努めてまいります。</p> <p>外来種による被害状況については、環境省では、主に生態系に係る被害の把握に努めているところであり、漁業に係る被害については所管官庁である水産庁において把握されているものと理解しております。</p> <p>なお、特定外来生物に指定されている種を漁業権魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き続き、水産庁と連携し、外来魚に頼らない漁業の実現に向けて、意見交換等を続けてまいります。</p>
2	密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定外来法においてはオオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じ都道府県及び関係団体に周知しております。 河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を中心とする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットをリニューアルし一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところである。引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。 <p>【環境省】</p> <p>環境省では、これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合等には必要に応じて警察と連携するなど適切に対応してきており、今後も同様の対応を行ってまいります。</p> <p>また、現在、環境省が防除を実施している湖沼において、<u>違法放流防止</u>を目的として監視カメラや注意看板の設置等を検討しているところです。<u>違法放流防止</u>のためには、こうした取組に加え、<u>外来生物問題</u>に関する一般市民の理解の向上や取締りに対する警察の協力体制確保、一般市民による監視の強化等が効果的だと考えており、引き続き<u>地方公共団体</u>や民間団体等と連携して普及啓発等に努めてまいります。</p> <p>漁業関係者において密放流に関する情報を入手された場合は、<u>地方環境事務所</u>や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いいたします。</p>
3	外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。	<p>【農水省】（3と4について一括して回答）</p> <ol style="list-style-type: none"> 水産庁では、内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動に対して、「内水面水産資源被害対策事業」により支援を行っているところです。 昨年度からは、同事業において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このような取組を通じてより緊急性・必要性が高い水域に重点的に予算を配分し、内水面漁業関係者が、外来魚駆除・

4	<p>新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。</p>	<p>回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築を図ってまいります。</p> <p>3. 一方で、一部組合（漁業権で免許されている漁協を除く）において、遊漁料等を徴収し、利用している実態があるよう聞いておりますところ、貴連合会としての方向性を定め、関係者に周知、指導するようお願いします。</p> <p>【環境省】（3への回答）</p> <p>漁業被害を防ぐため又は健全な漁場を維持するための予算については、業の所管官庁である水産庁において措置されているものと理解しております。環境省においては、外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p> <p>【環境省】（4への回答）</p> <p>環境省においては、生物多様性の保全再生を目的として地方公共団体や地域の協議会等が実施する外来種の防除事業や早期防除計画の策定等に対して、生物多様性保全推進交付金により支援を行っております。外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策については、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p>
---	---	---

II 魚病魚対策について

令和4年度提案趣旨

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等について、国等の講すべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾患の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところであります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上大きな問題となっております。

また、KH病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和4年度提案	回答・状況等
1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> アユの疾患については、平成23年12月に策定した「アユ疾病に関する防疫指針」に基づき、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止及び養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきているところです。 冷水病については、令和3年に天然水域で25都道府県、養殖場では13都道府県において発生しており、平成13年から15年頃のピークと比べて低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。 エドワジエラ・イクタルリ感染症については、令和3年に天然河川において5県、アユ放流種苗で4県、養殖アユでは3県で保菌(陽性事例)が確認されており、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えています。また、海産遡上アユの保菌開始時期や感染源に関する知見等について、平成31年3月に魚類防疫技術書「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタルリ感染症」としてとりまとめ、水産資源保護協会のホームページにて公表しています。 平成29年9月に既存治療薬（フルフェニコール製剤）の効能拡大が承認され、アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症の治療薬として使用可能となっています。 本年6月に水産試験場長会及び都道府県に対して事務連絡にてお知らせした内容ですが、養殖業成長産業化提案公募型実証事業を活用することにより、都道府県が水産用医薬品（アユのワクチン・治療薬を含む）の治験を水産試験場等で実施し、当該治験データの提供を受けた水産用医薬品メーカーが水産用医薬品の承認申請を行うといった対応も可能になっています。
2 KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によ	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> KHVの発生件数は、KH病防疫指針や内水面漁場管理委員会指示に

	<p>つて深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、国が主導し進めていくとともに、近年蓄積された知見を踏まえ、公共用水域においても放流・移植・持ち出しの制限を解除できるように国が主体となった研究開発を継続的に実施すること。</p>	<p>基づく感染が疑われるコイの移動制限等により、我が国で初めて KHV が確認された当時と比較して減少しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係県からの要望を受け、平成 30 年度より水産技術研究所において「コイ放流試験技術連絡協議会」が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による KHV 未感染コイを用いた KHV 既発生河川での暴露試験が行われています。放流再開に向けて、継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきます。 また、KHV の未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後も関係者の皆様におかれましては、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。 令和 4 年は、本疾病的発生が多いことを踏まえ、発生状況をお知らせするとともに本年 7 月 11 日に事務連絡を発出しており、今後も、必要な情報を事務連絡の形で都道府県に提供していきます。
3	<p>水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 水生生物の輸入にあたっては、あらかじめ輸出相手国と二国間で衛生条件を締結し、輸入防疫対象疾病を広げるおそれがない水生生物のみ輸入を認めています。 また、輸入された水生生物は、平成 28 年 7 月に策定した「水産防疫対策要綱」の別記「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき着地検査が実施されており、同指針において、疾病が確認された際の手続きや連絡体制等が明記されているところです。 着地検査については、都道府県間の情報伝達を的確に行うため、「着地検査期間中に着地検査対象動物を移動する場合の手続について（令和 4 年 5 月 20 日付け消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室長事務連絡）において都道府県間の情報伝達に関する様式及びフローチャートを示しております、ご活用をお願いいたします。 輸入防疫対象疾病的病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、水産資源保護法第 14 条に基づく管理命令を発し、指定された施設において厳格に管理させる等の措置により、水際での対策に万全を期してまいります。
4	<p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するため、「水産防疫対策委託事業」により研究段階での基礎的な試験等に掛かる費用を、「希少疾病等用動物用医薬品実用化促進事業」及び「養殖業成長産業化提案公募型実証事業」により開発段階での承認申請の資料作成に必要となる試験等にかかる費用を支援しています。 本年 6 月に水産試験場長会及び都道府県に対して事務連絡にてお知らせした内容ですが、養殖業成長産業化提案公募型実証事業を活用することにより、都道府県が水産用医薬品の治験を水産試験場等で実施し、当該治験データの提供を受けた水産用医薬品メーカーが水産用医薬品の承認申請を行うといった対応も可能になっていま

III 鳥類による食害対策について

令和4年度提案趣旨	
<p>平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講すべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。</p> <p>更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、<u>令和3年度の調査では共同漁業権936件中578件</u>で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。</p> <p>このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をしていただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
令和4年度提案	回答・状況等
1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。	<p>【農水省】</p> <p>カワウについては、環境省において関係機関等から構成される広域協議会（全国に4ブロック設置）を設置し、被害対策等を連携して実施しているところであり、水産庁も関係機関として参加しているところです。</p> <p>また、来年度が、被害を与えるカワウの半減目標年であるため、環境省や関係都道府県等と連携し、カワウ対策を推進してまいります。</p> <p>【環境省】</p> <p>環境省と水産庁では、平成26年に「カワウ被害対策強化の考え方」をとりまとめ、その中で令和5年度までに被害を与えるカワウの個体数を半減することを目標として、カワウ対策に取り組んでいるところです。</p> <p>現在、東北、関東、中部近畿及び中国四国の各ブロックにおいて、関係都府県等から構成される広域協議会を設置し、複数の都府県が連携した広域的な取組を進めています。環境省では、各協議会で実践されている取組事例の収集や調査データの分析を行い、その結果を各協議会に共有することにより、協議会間の連携を図っています。また、環境省ホームページ「カワウの保護管理ぽーたるサイト」の更新を通じて、都道府県等への情報提供も行っており、引き続き、これらの取組を通じて、カワウ対策に関する全国的な連携確保に努めてまいります。</p>
2 サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、平成29年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。 2. 本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、巣にドライアイスを投下すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめ水産庁

	<p>HP で公表するとともに、全国に配布しています。また、これらの技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えられます。</p> <p>3. また、水産庁は、カワウ対策のためのドローン研修会（全国内水面漁業協同組合連合会主催）、<u>環境省と連携して開催されるカワウ被害対策勉強会、技術開発等を通じて、カワウ被害対策が促進されるよう努めてまいります。</u></p> <p>【環境省】</p> <p>サギ類の生息状況等については、環境省が実施している「モニタリングサイト 1000（陸生鳥類調査、里地調査、シギ・チドリ類調査）」、「鳥類標識調査」及び「全国鳥類繁殖分布調査」において、各調査地から観察記録が報告されています。このうち、「全国鳥類繁殖分布調査」については、平成 28 年度～令和 3 年度の調査結果を<u>昨年度公表したところです。</u></p> <p>サギ類やカモ類に関する防除対策については、各地域の生息状況や被害状況・原因等に応じた対策が取られているところであります、環境省においても、各地域で実施されている対策方法について情報提供をするなどの支援を行っていきます。</p>
3	<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p> <p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。 2. 今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として<u>約 1.4 億円</u>を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

令和4年度提案趣旨

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和4年度提案		回答・状況等
1	<p>河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。</p> <p>併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、森林所有者等による間伐等を促進する森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進しているところです。</p> <p>2. 平成19年度からは、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において広葉樹林の造成や間伐等を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。</p> <p>3. また、伐採後の確実な造林の確保に向けて、森林法において、市町村が策定する市町村森林整備計画に造林の方法などの規範を定めるとともに、森林所有者等に伐採前の届出や伐採後及び造林後の報告を義務づけており、これらの適切な運用がなされるよう指導等を行っているところです。</p> <p>4. 今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいります。</p> <p>【国交省】</p> <p>河川管理者として、総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進め、河川環境の保全に努めていく。また、大型台風や集中豪雨など頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直すとともに、堤防の整備等、治水対策の強化を進めていく。</p>
2	<p>水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切</p>	<p>【環境省】</p> <p>水生生物保全に係る環境基準や排水基準設定については、今後も科学的知見などの集積に努め、検討してまいります。</p> <p>また、規制的な手法とは異なる自主的な取組の一つとして、生物応答試験を事業場排水等の水質評価に用いる手法について検討を行い、手</p>

	<p>な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。</p>	<p>法の特徴、留意点等を事業者等に向けた活用の手引きとして取りまとめ、HPに公表しています。</p> <p>(参考) 生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会 http://www.env.go.jp/water/seibutsu/conf.html</p> <p>第五次環境基本計画にもあるとおり、従来からの規制的な手法は維持しつつ、今後はこうした手法も含め、各主体の自主的な参画と連携を図りながら、生物の生息・生育環境の評価や維持・回復を目指す施策を水域や地域の特性に応じて展開できるよう取り組んでまいります。</p>
3	<p>漁場管理上支障を来たしていいる河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。</p>	<p>【国交省】</p> <p>河川内樹木については、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めており、引き続き水産資源を含め、河川の環境面にも配慮して対応したい。</p> <p>また、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的として「かわまちづくり」を推進しており、市町村、民間事業者及び地域の関係者と河川管理者の連携の下、河川管理用通路やスロープの整備等の水辺の整備・利用に係る取組みを推進・支援していく。</p>
4	<p>河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p> <p>また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。</p> <p>さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良事業により、頭首工等の河川工作物の整備・改修等を行う際には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 2. また、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備等の支援を行っています。 3. 災害復旧事業においても、被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合等において、自然環境の保全に配慮した工法により復旧することが可能です。 4. 今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。 <p>【国交省】</p> <p>河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するため、河川管理にあたっては多自然川づくりを推進している。また、災害復旧事業においても多自然川づくりの考えが反映されるよう、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の運用を図っている。特に魚道については、平成17年内水面漁業関係者の協力も得て「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」をとりまとめ、全国の河川で魚類の遡上・降下環境の一層の改善に取り組んでいる。</p> <p>引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も踏まえて多自然川づくりを通じて、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努めたい。</p>
5	<p>オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみなら</p>	<p>【国交省】</p> <p>地元市町村や都道府県の関係部局等と連携し、河川管理者としても外来生物等の防除対策に努めていく。</p>

	<p>ず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。</p>	<p>【環境省】</p> <p>水生生態系に影響を及ぼす外来水生植物については、特定外来生物に指定されているオオバナミズキンバイ及びナガエツルノゲイトウによる生態系被害を防止する観点から、琵琶湖において、地元自治体や協議会と連携して平成26年より防除事業を実施するなどしてきたところです。また、環境研究総合推進費によりオオバナミズキンバイの拡大防除策と効果的防除手法の開発にも取り組んだところであります、これらの事業の成果について、他地域でも活用できるよう、将来的にはマニュアル等をとりまとめたいと考えております。</p>
6	<p>内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。</p> <p>特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川清掃など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。 2. また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。 3. なお、平成28年度から、地方公共団体に一定の費用負担を求めることがとなり、内水面における活動組織数も平成27年度と比較して減少(H27:181→R3:79)していることから、地元都道府県又は市町村に対し、必要な予算が確保されるよう貴連合会からも働きかけをお願いします。 <p>【国交省】</p> <p>子ども達が河川について学べるよう、各種団体とも連携して「ミズベアソビガイド」などの冊子を作成している。また、各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施し、これらを通じて環境教育を推進している。引き続き、子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう関係機関と連携しながら取組を進めていく。</p> <p>【環境省】</p> <p>外来種対策の主流化における学校教育の重要性については、平成27年に環境省・農林水産省・国土交通省で作成した外来種被害防止行動計画でも記載されており、これも踏まえ、平成29年に改訂された中学校学習指導要領においては、理科分野において、外来生物についても触れることが盛り込まれているところです。</p> <p>外来種問題に係る普及啓発については、チラシ等の配布やイベントへの参画、日本動物園水族館協会をはじめとする関係機関との連携等により取り組んでいるところです。引き続き、普及啓発の取組を推進してまいります。</p> <p>【文科省】</p> <p>国民への周知・啓発活動に関して、文部科学省としては月2回発行している「マナビィ・メールマガジン」を活用した情報提供のほか、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育担当者に対して、適宜環境教育に</p>

	<p>に関する情報を提供するなど、環境教育の推進に努めているところです。今後とも「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、関係省庁と連携して、環境教育の推進に取り組んでまいります。学校教育では、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領において、環境保全について、例えば、中学校の理科において「身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること」などを規定しています。また、外来生物について、例えば、小学校・中学校の理科において「気候変動や外来生物にも触れること」と規定しています。</p> <p>学習指導要領の総則においては、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しており、引き続き、環境教育の推進に取り組んでまいります。</p> <p>体験活動について、生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動は重要と考えております。体験活動の具体的な内容については、それぞれの学校において、その実情に応じて計画・実施されているところですが、文部科学省としても、小・中・高等学校における2泊3日以上の宿泊体験や、学校教育における農山漁村体験活動の取組に対する支援などを行い、自然体験活動の推進に努めています。</p> <p>今後とも、関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら、学校における自然体験活動を推進してまいります。</p> <p>【担当】 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 (03-5253-2260) 初等中等教育局 教育課程課 (03-5253-2613) 初等中等教育局 児童生徒課 (03-5253-3289)</p>
7	<p>濁水現象が発生するダムについては、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。</p> <p>また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>
8	<p>アユについては、資源量の増減メカニズムが解明されてい</p> <p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> アユの生息状況等の調査については、内水面漁場・資源管理総合対

<p>ない中、近年、特に日本海側では天然遡上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。</p>	<p>策事業のうち「環境収容力推定手法開発事業」において実施しており、アユ資源の減少要因解明と対応策開発に取り組んでいるところ。今後とも、現場からのニーズ等を踏まえ、<u>総合的に勘案しながら必要な調査体制が構築できるよう努めてまいります。</u></p> <p>2. なお、内水面漁場管理委員会には、漁業調整のために必要な事務を行うことや水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理することが求められていることから、アユの漁場管理について、同委員会が主体となって都道府県や漁協等と情報を共有し、連携して管理の在り方を検討することは、有益であり、アユ資源の有効かつ効率的な活用に資すると考えているところです。</p>
--	---

V 放射性物質による汚染対策について

令和4年度提案趣旨

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講すべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和4年度提案	回答・状況等
1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行なうことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。	<p>【農水省】</p> <p>1. 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域とともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めているところです。</p> <p>2. 今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。</p> <p>【環境省】</p> <p>東京電力福島第一原発事故に係るきめ細かな放射線モニタリングを確実に、かつ計画的に実施するため、政府により総合モニタリング計画が策定され、これに沿って関係省庁等が連携してモニタリングを実施し、公表しています。</p> <p>環境省では、河川、湖沼及び海域等について、平成23年9月からモニタリングを実施しており、令和3年度においても、当該モニタリングを継続して実施していきます。</p> <p>野生動植物については、ICRP（国際放射線防護委員会）が定める考え方から、淡水魚類ではメダカについて放射線影響調査を実施しております。最新の調査（令和2年度）では、繁殖成功率の低下等の可能性が否定できない程度の数値となりましたが、本評価はより大きな影響が生じうる条件を設定して計算した保守的な推定を行ったものであり、実際にこのような影響が生じていることを示すものではありません。</p>
2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。	<p>【環境省】</p> <p>環境省では、福島県及び周辺都県の河川、湖沼等について、平成23年9月から継続的に放射性物質モニタリングを実施しており、その結果については環境省ホームページ※1で公表しています。</p> <p>令和2年度の放射性物質濃度の状況は、水質については、湖沼の数地点で放射性セシウムが検出された他は、ほとんどの地点で不検出（下限値：1Bq/L）でした。</p> <p>底質については、河川では東京電力福島第一原子力発電所（以下「福</p>

		<p>島第一原発」という。) 近くなど、一部限られた地点において比較的高いが見られる他は、経年的に、ほとんどの地点が減少傾向で推移しています。湖沼でも、福島第一原発近くなど、一部限られた地点で比較的高い値が見られる他は、おむね減少傾向又は横ばいで推移しています。</p> <p>※1 令和2年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について https://www.env.go.jp/press/110789.html</p>
3	河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。	<p>【環境省】</p> <p>河川・湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染の対象としておりません。当方針についてご理解いただければと思います。</p>
4	淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。	<p>【農水省】</p> <p>1. 既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっています。</p> <p>2. さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと ② 魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで速やかに排出されること ③ 河川では放射性物質が滞留しにくいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が高い渓流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかとなりました。 <p>また、湖沼では、放射性物質が滞留しやすいため、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測されています。</p> <p>3. 引き続き、水産物における放射性物質の移行と排出機構の解明について、同機構において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいります。</p>

VI ウナギの資源回復について

令和4年度提案趣旨	
<p>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。</p> <p>ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。</p> <p>このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講すべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。</p> <p>また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
令和4年度提案	回答・状況等
1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。 これを契機として、 <ol style="list-style-type: none"> 国際的な資源管理の取組みとして、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組むとともに、 国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。 今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。 なお、貴連合会におかれても、平成29年の総会において、「ウナギの資源管理に係る取組方針」を決議され、資源管理を積極的に推進する方向性を打ち出されており、さらに平成30年には、全国内水面漁業協同組合連合会と連携し、全都道府県の内水面で、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組む旨の共同決議をされております。当該取組については、自主的な取組を含め現在27都県で実施されているところであり、徐々に増加してきてはいますが、全国的な取組となるよう貴連合会の一層のご協力・後押しをお願いします。
2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> シラスウナギを採捕するための特別採捕許可については、採捕者に対して、シラスウナギの採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合の当該

	<p>また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。</p>	<p>出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対し助言してきたところです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. また、採捕数量の報告の徹底を図るため、正しく報告をしなかったものに対して翌年漁期の許可を行わない等の処分の強化や未報告を発生させる要因の再点検等についても検討をお願いし取組を強化しているところです。 3. 加えて、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行や、ワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化なども求めているところです。 4. なお、現在、シラスウナギ漁業から販売に至るまで流通のトレーサビリティ導入を確実に実施するため、導入の課題や現地事業者の負担感を最小化する簡便な仕組みを評価・設計する事業を実施しているところです。 5. 今後とも、流通の透明化に向けて、これらの対策の浸透を図り、シラスウナギ流通の問題点の改善を図ってまいります。 6. また、令和2年12月に施行された改正漁業法において密漁防止のための罰則が大幅に強化され、特定水産動植物については、許可等に基づく採捕を行う場合を除き採捕が禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされました。 <p>シラスウナギについては、特定水産動植物に指定され令和5年12月から罰則が適用されることとなり、この間に関係都府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなっております。知事許可漁業化に伴う各都府県の対応について関係者との調整等が必要となることから内水面漁場管理委員会としても適切な対応を願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 密漁防止対策につきましては、各都府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が漁関係漁業者等と連携することが効果的であることから、関係者が連携し、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことにより密漁対策の総合的な推進に努めてまいります。
3	<p>来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握等の調査を実施しているところです。 2. また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から、「鰐生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖礁等の設置の取組に対して支援しています。本事業では、令和3年度末までに、<u>18府県 38河川 2湖沼</u>において石倉増殖礁を設置しており、令和4年度においても現在のところ、12河川での設置を進めているところです。 3. 今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。

		<p>【国交省】</p> <p>全ての川づくりに共通して、多自然川づくりを推進し、河川の連続性を確保するため、魚類の遡上、降下環境の一層の改善に取り組んでおり、引き続き、ニホンウナギを含む生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努めていく。</p>
4	シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。	<p>【農水省】</p> <p>1. ウナギについては、平成 26 年度から水産庁委託事業により、人工種苗の生産技術の開発を行っているところである。</p> <p>2. 人工授精に用いる卵質の向上、飼料の改良、自動給餌システムなど、依然として解決すべき課題は残されているため、産学官の連携により、人工種苗大量生産技術の確立に向け、引き続き取り組んでまいりたい。</p>

VII 内水面漁場管理委員会制度について

令和4年度提案趣旨

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和4年度提案		回答・状況等
1	内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	<p>【農水省】</p> <p>1. 内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定を始め、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。</p> <p>2. 令和2年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく上で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していくよう、制度が維持されたところです。</p> <p>また、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めています。</p>
2	独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	

資料No 4

令和4年8月23日

茨城県農林水産部
漁政課長殿

久慈川さけ資源有効利用調査実行委員会

委員長 高橋 剛



久慈川さけ資源有効利用調査の実施に係る特別採捕許可について（要望）

時下 益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当実行委員会では、久慈川に遡上するさけの釣り調査を通じて、資源状況及び有効利用方策を検討し地域振興に資するため、さけ資源有効利用調査を実施してまいりました。近年のコロナウイルス感染症拡大などで3年間実施が出来ておりませんでしたが、今年度別紙計画書の通り実施を検討しておりますので、特別採捕許可を頂けますようお願い申し上げます。

なお、当該調査の実施につきましては、別添の通り久慈川漁業協同組合の同意を受けております。



(別紙)

令和4年度久慈川さけ資源有効利用調査実施計画

1. 調査名 久慈川さけ資源有効利用調査

2. 実施主体 久慈川さけ資源有効利用調査実行委員会

3. 調査目的

釣りによるさけ資源調査を実施し、久慈川を遡上するさけの資源状況の把握、さけ資源の有効利用方策の検討の一助とする。

4. 調査日 令和4年11月6日(日)

5. 調査時間 8時から12時まで

6. 調査場所

久慈川(留大橋下流端から下流常磐線鉄橋までの間。別紙)

7. 調査従事者数 25名

8. 調査漁法 釣り(ルアー・餌釣り)

※竿は1人1本とする。ただし予備の竿持参は認める。

9. 採捕尾数 調査従事者1人あたり5尾までとする。(合計125尾(上限))

10. 調査項目

(1) 生物情報収集

採捕個体ごとに採捕時刻、釣法、雌雄、ブナ度、全長、尾叉長、体重を記録する。

11. 調査後のさけの取扱い

(1) 本調査により採捕され、生物情報収集のための測定等を終えたことを証明する標識を付した後、3尾を上限に採捕者に提供することとする。

(2) 採捕者が受取りを辞退したさけ及び3尾を超えて採捕したさけは、実行委員会へ提出させ、採捕できなかつた従事者のうち希望者に対し、抽選等により提供することとする。

(3) (2)をもってなお余剰ができたさけは、久慈川漁業協同組合が処分することとする。

同 意 書

下記の内容に同意し、それを証するため署名押印します。

同意内容

1. 調査名 久慈川さけ資源有効利用調査
2. 実施主体 久慈川さけ資源有効利用調査実行委員会
3. 調査目的 釣りによるさけ資源調査を実施し、久慈川を遡上するさけの資源状況の把握、さけ資源の有効利用方策の検討の一助とする。
4. 調査期間及び日数 令和4年11月6日（日）
5. 調査時間 8時から12時まで
6. 調査場所 久慈川（留大橋下流端から下流常磐線鉄橋までの間。別紙）
7. 調査従事者数 25名
8. 調査漁法 釣り（ルアー・餌釣り）
※竿は1人1本とする。ただし予備の竿の持参は認める。
9. 採捕尾数 調査従事者1人あたり5尾までとする（合計125尾（上限））。

令和4年8月23日

久慈川さけ資源有効利用調査実行委員会委員長 殿

久慈川漁業協同組合
代表理事組合長 高杉 剛



令和4年8月23日

久慈川漁業協同組合代表理事組合長 殿

久慈川さけ資源有効利用調査実行委員会

委員長 高橋



令和4年度さけ資源有効利用調査の実施に係る同意書について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当委員会では、下記のとおり久慈川に回遊するさけの調査をしたいと考えています。つきましては本調査の趣旨をご理解の上、本調査に関する同意書をいただきますよう、お願い申しあげます。

記

1. 調査名 久慈川さけ資源有効利用調査

2. 実施主体 久慈川さけ資源有効利用調査実行委員会

3. 調査目的 釣りによるさけ資源調査を実施し、久慈川を遡上するさけの資源状況の把握、さけ資源の有効利用方策の検討の一助とする。

4. 調査期間及び日数 令和4年11月6日（日）

5. 調査時間 8時から12時まで

6. 調査場所 久慈川（留大橋下流端から下流常磐線鉄橋までの間。別紙）

7. 調査従事者数 25名

8. 調査漁法 釣り（ルアー・餌釣り）

※竿は1人1本とする。ただし予備の竿の持参は認める。

9. 採捕尾数 調査従事者1人あたり5尾までとする（合計125尾（上限））。

(別紙)

